

社 援 発 0 3 0 6 第 2 6 号  
令 和 2 年 3 月 6 日

各  
〔 都 道 府 県 知 事  
指 定 都 市 長  
中 核 市 市 長  
関 係 団 体 の 長  
地 方 厚 生 ( 支 ) 局 長 〕 殿

厚生労働省社会・援護局長  
( 公 印 省 略 )

「社会福祉士実習演習担当教員講習会及び介護教員講習会の実施について」  
の一部改正について

今般、「社会福祉士実習演習担当教員講習会及び介護教員講習会の実施について」（平成20年11月11日社援発第1111002号本職通知）を別添のとおり改正し、令和3年4月1日より適用することとしたので、御了知の上、円滑な実施について特段の御配慮をお願いします。

なお、本改正前の講習内容等による社会福祉士実習演習担当教員講習会を修了した者は、改正後の講習会を修了したものとして、また、改正後の講習内容等による講習会を修了した者は、改正前の講習会を修了したものとしてみなすことができるものとします。